

後期高齢者医療制度

～保険料額決定通知書の送付・被保険者証一斉更新～

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ① 138

後期高齢者医療保険料とは…

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保険料率は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定めることになっていきます。

平成30・31（2019）年度の保険料率は次のとおりです。

| | | | | |
|------------------------------|---|------------------------------------|---|----------------------------------|
| 均等割額 被保険者1人あたり 43,300円 | + | 所得割額 賦課のもととなる 所得金額（*1）×8.80% | = | 年間保険料額 100円未満切捨て （上限額62万円） |
|------------------------------|---|------------------------------------|---|----------------------------------|

（*1）賦課のもととなる所得金額：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除対象外）

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に、加入している方（被保険者）へ平成29年中の所得金額に基づき決定された、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。保険料は、原則公的年金から引き落

とされます。その対象とならない方は、納付書や口座振替で納付していただきます。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

税金の申告が未申告の方

均等割額のみを通知し、平成29年中の所得額がわかり次第、変更通知書を送付します。年度途中に、平成29年中の所得額の変更や、転出などの異動があった場合は、その都度、保険料額の変更通知書を送付します。

納付には便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、毎回の納付の手間がなくなり便利です。口座振替へ切替手続きをする場合は、通知書に同封する口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関へ提出してください。

保険料の軽減

被保険者や世帯主の所得に応じて保険料が軽減される場合があります。また、軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

後期高齢者医療制度 医療費の負担割合と軽減制度

医療費の一部負担割合

病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。一部負担金の割合は、毎年8月1日に被保険者の前年の所得に基づいて見直されます。

1割負担

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員がいずれも市民税課税所得（*2）が14.5万円未満の方

（*2）市民税課税所得：総収入額から各種所得控除などを差し引いて算出した額

3割負担

1割負担以外の被保険者

3割負担から1割負担に変更できる場合があります

3割負担の方でも、一定収入以下の方は1割負担に変更となる場合があります。該当すると思われる方には「基準収入額適用申請書」を6月下旬に送付していただきます。収入金額を証明できる書類（確定申告書の写しなど）を添えて提出してください。本人確認書類・マイナンバーの提示（郵送申請の場合は写しを添付）が必要となります。

その他の窓口一部負担金（自己負担）軽減

所得や病状によって、医療機関での医療費の支払いが軽減される場合があります。

①所得区分による負担軽減

（1）限度額適用・標準負担額減額認定証
世帯の全員が市民税非課税の場合、申請して認定されると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。適用は原則、申請月の1日からとなります。

この認定証を医療機関に提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。該当すると思われる方には7月中旬に申請書を送付します。

（2）限度額適用認定証（新規）

8月から、3割負担の方の限度額が見直され、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の市民税課税所得が690万円未満の場合は、申請して認定されると新たに「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関に提示することにより、保険適用の医療費の窓口負担額が軽減されます。該当すると思われる方には6月下旬に申請書を送付していただきます。

②特定疾病の治療の負担軽減

次の特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して認定されると「特定疾病療養受療証」が交付されます。適用は原則、申請月の1日からとなります。

この認定証を医療機関に提示すると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。対象となる特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

※減額認定証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証ともに、申請の際は、本人確認書類・マイナンバーの提示（郵送申請の場合は写しを添付）が必要となります。

後期高齢者医療制度について詳しくは市公式サイトをご覧いただくか、市民課高齢医療・年金係へお問い合わせください。

8月1日(水)から後期高齢者医療制度の保険証が変わります

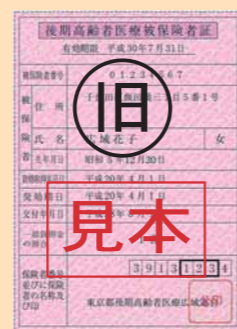
現在の後期高齢者医療被保険者証（藤色）の有効期限は、7月31日(火)までです。

8月1日(水)から有効になる新しい被保険者証（青竹色）は、原則として、7月中旬以降に住居登録をしている住所へ転送不可の簡易書留郵便（郵便局員が直接手渡し）で送付します。

不在の場合、ポストへ「書留等」不在連絡票（不在票）が入りますので、郵便局に連絡し再配達を依頼するか、直接郵便局の窓口で受け取ってください。なお、郵便局の保管期限を過ぎると、被保険者証は市へ戻されます。8月になっても被保険者証が届かない場合は、市民課高齢医療・年金係へお問い合わせください。

直接郵便局で受け取る際の持ち物

- 「書留等」不在連絡票（不在票）原本
 - 印鑑
 - 実際に受け取りに行く方の身分証明確認書類（運転免許証など）
- ※被保険者本人でない方が受け取りに行く場合は、被保険者の方からの委任状を持参してください。



チェックしてりん♪

